

新潟県林業就業促進資金貸付等要領

第1 総 則

この要領は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号。）及び林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）に定めるもののほか、新潟県が新潟県林業労働力確保支援センター（公益社団法人新潟県農林公社を指定、以下「支援センター」という。）に対して行う林業就業促進資金の貸付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 貸付金の貸付手続

1 貸付けの申請

貸付けを受けようとする支援センターは、知事の定める期限までに林業就業促進資金県貸付金貸付申請書（第1号様式）に林業就業促進資金貸付計画書（第2号様式）を添えて、知事に提出するものとする。

2 貸付決定の通知

知事は、前項の規定により貸付申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、貸付けの適否を決定し、林業就業促進資金県貸付金貸付決定通知書（第3号様式）又は林業就業促進資金県貸付金貸付不承認通知書（第4号様式）によりその旨を支援センターに通知するものとする。

3 貸付金の支払請求

支援センターは、前項の貸付決定に基づき貸付金の交付を受けようとするときは、林業就業促進資金支払請求書（第5号様式）を、知事に提出するものとする。

4 貸付金の交付

貸付金の交付は、前項に規定する支払請求を受けて行うものとする。

この場合において、支援センターは、貸付金の交付を受ける際、林業就業促進資金借用証書（第6号様式）を知事に提出するものとする。

第3 貸付条件等

1 貸付金の利率、償還期間及び償還方法

- (1) 貸付金の利率は、無利子とする。
- (2) 償還期間は、11年（5年以内の据置期間を含む。）以内とし、償還方法は、均等年賦支払いによるものとする。
- (3) 償還日は毎年3月1日とする。

2 貸付金の繰上償還

- (1) 支援センターは繰上償還を行う場合は、その旨知事に通知するものとする。
- (2) 繰上償還を行う場合の償還日は、毎年10月31日とする。

3 貸付金の目的外使用の禁止

支援センターは、法令その他の規定及びこの要領に違反して、貸付金を目的以外に使用してはならない。

4 貸付条件違反による一時償還

- (1) 支援センターは、次のアからウまでの一に掲げる場合において知事が償還期間の満了前に当該貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。

ア 3、8及び11の規定に違反した場合

イ 正当な理由なく貸付金の償還を怠った場合。

ウ 新たに林業に就業しようとする者及び認定事業主への資金の貸付を行わない場合。

- (2) 支援センターは、(1)(イを除く。)の規定により貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該貸付金の総額（支援センターが、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額からすでに償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項の規定に準じて算出した金額に相当する金額を県に納付しなければならない。

この場合、知事は、支援センターに対し、第2の2の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

5 延滞金

支援センターが、貸付金の償還を怠ったときは、償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ償還すべき金額につき年12.25パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

6 償還金支払猶予の申請

支援センターは林業就業促進資金について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6に規定する事由に該当するものとして償還猶予を申請しようとする場合、償還期限の30日前までに林業就業促進資金支払猶予申請書（第7号様式）により、知事に対し提出しなければならない。

7 償還金支払猶予の決定

- (1) 知事は、前項の支払猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、

支払猶予の可否を決定するものとする。

- (2) 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、林業就業促進資金支払猶予決定通知書（第 8 号様式）を支援センターに交付する。支払猶予をしない旨の決定を行ったときも同様とする。
- (3) 知事は、償還金の支払期日を過ぎて、支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても延滞金を徴収するものとする。

8 貸付事業中止等の報告

支援センターは、次の（1）又は（2）に掲げる場合には、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

- (1) 法第 12 条第 2 号及び第 3 号に規定する事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第 12 条第 2 号及び第 3 号に規定する事業の遂行が困難となった場合

9 貸付事業遂行状況報告

支援センターは、貸付金の交付を受けた年度の 9 月 30 日現在における貸付事業の遂行状況を 10 月 15 日までに知事に報告するものとする。

また、支援センターは、第 2 の 3 の支払請求を 2 回以上に分割して行う場合は、2 回目以降の支払請求と併せて林業就業促進資金貸付事業遂行状況（第 9 号様式）を報告することができる。

10 実績報告

- (1) 支援センターは、法第 12 条第 2 号及び第 3 号に規定する貸付事業を行ったときは、当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに林業就業促進資金貸付事業実績報告書（第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。
- (2) (1) の実績が、貸付金の貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、支援センターはその指示に従わなければならない。

11 帳簿書類の調査

知事が、債権の保全管理上必要があると認めて、貸付金に関する帳簿書類等の提出を要求したときは、支援センターは、これに応じなければならない。

12 借受者への定め

支援センターは、貸付金を財源の一部として借受者に対する貸付けを行う場合は、当該貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 35 条に掲げられた事項に準ずる定めをしなければならない。

附 則

この要領は、平成 11 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 1 月 4 日から施行し、平成 11 年度の貸付金から適用す

る。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第2号様式

林業就業促進資金貸付計画書

1 貸付方針

2 貸付計画

(単位：円)

種類	種目	貸付 件数	貸付 資金額	貸付時期	前年度貸付資金額		備考
					計画額	実績額	
就業研修 資金	センター における 研修						
	林家等 における 研修						
	研修教育 施設にお ける研修						
	計						
就業準備 資金	就業準備 資金						
	計						
合	計						

第3号様式

年度 林業就業促進資金県貸付金貸付決定通知書

年 月 日付け、 第 号で貸付申請のあったこのことについては、下記のとおり決定します。

林 第 号
年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 様

新潟県知事

資 金 の 名 称	貸付決定番号	貸 付 金 額
林業就業促進資金		円

償還期限		年 月 日		金 額		
償 還 方 法	償還期日		金 額	償還期日		金 額
	第1回	年 3 月 1 日	円	第5回	年 3 月 1 日	円
	第2回	年 3 月 1 日	円	第6回	年 3 月 1 日	円
	第3回	年 3 月 1 日	円	第7回	年 3 月 1 日	円
	第4回	年 3 月 1 日	円	計		円

年度林業就業促進資金貸付金貸付不承認通知書

林 第 号
年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 様

新潟県知事

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度林業就業促進資金貸付金については、下記の理由により貸付けを不承認としたので通知する。

記

不承認理由

林業就業促進資金支払請求書

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事

年 月 日付け林第 号で貸付決定通知のあった 年度林業就業促進資金貸付金について、下記のとおり支払を請求します。

記

支払請求金額 _____ 円

(内訳)

	金 額
貸付決定を受けた金額 ①	円
既に交付を受けた金額 ②	円
今回支払請求金額 ③	円
差引金額 ④ = ① - ② - ③	円

貸付決定	番 号	
	年月日	

林業就業促進資金借用証書

資金の名称		林業就業促進資金			
借受者の住所及び氏名又は名称					
借入金額		円	償還期限	年	月 日
償還期日及び償還額	償還期日		金額	償還期日	
	第 1 回	年 3 月 1 日	円	第 5 回	年 3 月 1 日
	第 2 回	年 3 月 1 日	円	第 6 回	年 3 月 1 日
	第 3 回	年 3 月 1 日	円	第 7 回	年 3 月 1 日
	第 4 回	年 3 月 1 日	円		

本日上記のとおり林業就業促進資金を借用いたしました。

については、新潟県林業就業促進資金貸付等要領承知のうえ、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 印

林業就業促進資金支払猶予申請書

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

公益社団法人新潟県農林公社
申請者 代表理事

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で林業就業促進資金を借り受けましたが、下記のとおり支払の猶予を受けたいので申請します。

記

資金の名称	林業就業促進資金			
借受者の氏名又は名称				
借受金額				
当初の償還方法	償還期日	金額	償還期日	金額
	第1回 年3月1日	円	第5回 年3月1日	円
	第2回 年3月1日	円	第6回 年3月1日	円
	第3回 年3月1日	円	第7回 年3月1日	円
	第4回 年3月1日	円		
変更後の償還方法	償還期日	金額	償還期日	金額
	第1回 年3月1日	円	第5回 年3月1日	円
	第2回 年3月1日	円	第6回 年3月1日	円
	第3回 年3月1日	円	第7回 年3月1日	円
	第4回 年3月1日	円		
変更理由				

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 様

新潟県知事

林業就業促進資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年 月 日 第 号
年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)の林業
就業促進資金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

資金の名称	林業就業促進資金			
借受者の氏名又は名称				
借受金額				
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額	償 還 期 日	金 額
	第 1 回 年 3 月 1 日	円	第 5 回 年 3 月 1 日	円
	第 2 回 年 3 月 1 日	円	第 6 回 年 3 月 1 日	円
	第 3 回 年 3 月 1 日	円	第 7 回 年 3 月 1 日	円
	第 4 回 年 3 月 1 日	円		
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額	償 還 期 日	金 額
	第 1 回 年 3 月 1 日	円	第 5 回 年 3 月 1 日	円
	第 2 回 年 3 月 1 日	円	第 6 回 年 3 月 1 日	円
	第 3 回 年 3 月 1 日	円	第 7 回 年 3 月 1 日	円
	第 4 回 年 3 月 1 日	円		

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事

年度林業就業促進資金貸付事業遂行状況報告書

年 月 日付 第 号をもって決定を受けた 年度林業就業促進
資金の遂行状況について下記のとおり報告します。

記

1 林業就業促進資金貸付実績

種類	種目	貸付対象者 住所氏名	貸付金 額	貸付時期	備考
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		

新潟県知事 様

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事

年度林業就業促進資金貸付事業実績報告書

年 月 日付 第 号をもって決定を受けた 年度林業就業促進資金の実績について下記のとおり報告します。

記

1 林業就業促進資金管理実績 (単位:円)

区 分	金 額	備 考
本年度借入額 (a)		
本年度貸出額 (b)		
事業体等からの償還金(c)		
運用益からの額 (d)		
未貸付金の額 (e)		(e)=(a) - (b)
本年度末返還金 (f)		(f)=(c) + (d) + (e)

2 林業就業促進資金貸付実績

種類	種目	貸付対象者 住所氏名	貸付金額	貸付時期	備考
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		

3 違約金

区 分		金 額
年 末 総 延 滞 額		円
約金を徴収した延滞額		円
違約金徴収額	件 数	件
	金 額	円

4 特別会計に係る貸借対照表及び損益算書

(1) 貸借対照表

		年 月 日	
資 産 の 部		資 本 の 部	
(貸付勘定)		(貸付勘定)	
1 現 金	円	1 借 入 金	円
2 預 金	円	2 そ の 他	円
3 貸 付 金	円		
計	円	計	円
(業務勘定)		(業務勘定)	
1 現 金	円	1 前年度繰越利益	円
2 預 金	円	2 当年度利益	円
		(当年度損益)	
計	円	計	円

(2) 損益計算書

年 月 日 から 年 月 日 まで

収 益 の 部		費 用 の 部	
1 事務費充当金	円	1 管理指導費	円
2 利子収入	円	2 貸付勘定繰入	円
3 違約金収入	円	3 雑 費	円
4 雑 収 入	円		
収益計	円	費用計	円
		当年度利益(損失)	円